

1 福島県がん対策の推進に関する条例案（仮称）の骨子について
2

3 平成 25 年 11 月 11 日
4 福島県健康増進課・地域医療課
5

6 **1 条例制定の必要性等について**

7 がんは、昭和 59 年以降、県民の全死亡原因の第 1 位を占め、2 人に 1 人が罹患す
8 ると言われていますが、本県が震災からの復興を加速し、県民の健康の保持増進を図
9 り、全国に誇れるような健康長寿県を実現するためには、がんの予防やがんの早期発
10 見に重点を置いた対策を始め、がん医療の水準の向上など積極的ながん対策を推進す
11 る必要があります。

12 このため、県民の健康に対する意識の向上を図り、市町村や関係者と一体となった
13 がん対策の推進を図ることを目的として条例を制定しようとするものです。

14 **2 条例案の構成について**

15 条例案は次のような項目で構成する。

- 16 (1) 目的
- 17 (2) 県の責務
- 18 (3) 市町村、関係者、県民及び事業者の役割
- 19 (4) がんの予防の推進
- 20 (5) がんの早期発見の推進
- 21 (6) がん医療の水準の向上
- 22 (7) 医療従事者の育成及び確保
- 23 (8) がんに関する情報の収集及び提供
- 24 (9) がんに関する教育の推進
- 25 (10) 小児がん対策の推進
- 26 (11) 在宅医療の充実
- 27 (12) 緩和ケアの充実
- 28 (13) がん患者等に対する支援
- 29 (14) がん登録の推進
- 30 (15) 県民運動の推進
- 31 (16) 財政上の措置

32 **3 条例案の概要について**

33 条例案の概要は次のとおりとする。

- 34 (1) 目的

37 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生
38 命及び健康にとって重大な問題となっていることから、国が制定したがん対策基本
39 法の趣旨を踏まえながら、がんの予防、がんの早期発見、がん医療の水準の向上そ
40 の他のがん対策の推進に関し、基本となる事項を定めることにより、がん対策を総
41 合的に推進することを目的とする。

42

43 (2) 県の責務

44 県は、国、市町村、関係機関（医療機関やがんの予防及び早期発見の推進に關
45 する機関）、保健医療関係者（医師、保健師、看護師その他がんの予防及び早期
46 発見の推進又は医療に従事する者）、保健医療関係者で構成される団体並びにが
47 ん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体（以下「関係団体
48 等」という。）と連携を図りつつ、本県の特性を踏まえたがん対策に関する施策
49 を策定し実施するものとする。

50

51 (3) 市町村、関係者、県民及び事業者の役割

52 ア 市町村の役割

53 市町村は、県や関係機関、保健医療関係者、関係団体等と連携を図りながら、
54 がんの予防及び早期発見に関する施策の推進に努めるものとする。

55 イ 保健医療関係者の役割

56 保健医療関係者は、県や市町村が実施するがん対策の推進に関する施策の協
57 力に努めるものとする。

58 ウ 県民の役割

59 県民は、生活習慣や生活環境が健康に及ぼす影響等がんの罹患に関する正し
60 い知識を持ち、がんの予防に注意を払うとともに、積極的にがん検診の受診に
61 努めるものとする。

62 エ 事業者の役割

63 事業者は、従業員に対しがんの予防、がん検診の受診等に関する普及啓発に
64 努めるとともに、県及び市町村が実施するがん対策の推進に協力するよう努め
65 るものとする。

66

67 (4) がんの予防の推進

68 県は、がんの予防に向け、市町村や関係機関と協力しながら、生活習慣や生活
69 環境が健康に及ぼす影響の普及啓発、受動喫煙（健康増進法第25条の受動喫煙
70 をいう。）の防止その他がんの予防を推進する施策を実施するものとする。

71

72 (5) がんの早期発見の推進

73 県は、がんの早期発見に向け、市町村や関係機関と協力しながら、県民のがん
74 検診の受診率向上、がん検診に携わる保健医療関係者の資質向上となる研修機会
75 の確保その他がんの早期発見を推進する施策を実施するものとする。

76

77 (6) がん医療の水準の向上

78 県は、県民に質の高いがん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院、がん
79 診療連携推進病院その他の医療機関の相互の連携及び協力の促進や医療機関にお
80 けるがん診療の体制強化を支援するために必要な施策その他県内におけるがん医
81 療の水準の向上のために必要な施策の実施を推進するものとする。

82

83 (7) 医療従事者の育成及び確保

84 県は、がん医療に携わる医師、看護師その他の医療従事者の育成及び確保を図るた
85 め、必要な施策を実施するものとする。

86

87 (8) がんに関する情報の収集及び提供

88 県は、がん医療の提供、療養生活に関する支援、関係団体等の活動その他のがん対
89 策に関する必要な情報を県民が容易に入手できるよう、これらの情報を収集し、適切
90 に提供するものとする。

91

92 (9) がんに関する教育の推進

93 県は、教育関係者と連携し、児童や生徒に対し、がんなどの疾病に関する知識
94 の理解を深め、がんの予防につながる生活習慣を確立できるよう教育に努めるも
95 のする。

96

97 (10) 小児がん対策の推進

98 県は、小児がんに対する対策を推進するため、小児がんに関する県民の理解を深め
99 るための施策、小児がんの診療に携わる医療機関等の連携及び協力体制を整備するた
100 めの施策その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

101

102 (11) 在宅医療の充実

103 県は、医療機関等と連携し、がん患者又はその家族の意向により、居宅においてよ
104 り快適な生活環境の中で、医療及び介護が受けられる体制の整備を支援するために必
105 要な施策を実施するものとする。

106

107 (12) 緩和ケアの充実

108 県は、がんに伴う身体的又は精神的な苦痛、社会生活上の不安の軽減等を目的

109 とする緩和ケアの充実を図るため、医療従事者の育成及び確保、がん患者の状況に
110 応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進その他緩和ケアの充実のための施策
111 に努めるものとする。

112

113 (13) がん患者等に対する支援

114 県は、医療機関及び関係団体等と連携し、がん患者及びその家族等に対する就
115 労や生活支援に関する相談体制の充実を図るための施策、関係団体等が行う活動
116 を支援するための施策を実施するものとする。

117

118 (14) がん登録の推進

119 県は、がん対策の立案及びがん医療の向上に役立てるため、がん登録を推進す
120 るものとする。

121

122 (15) 県民運動の推進

123 県は、がん対策に携わる関係者と連携及び協力し、県民ががん対策に対する理
124 解や関心を深め活動できるよう、普及啓発を実施するものとする。

125

126 (16) 財政上の措置

127 県は、がん対策を推進するために必要となる財政上の措置を講ずるよう努める
128 ものとする。